

| | | | | |
|------|-----------------------|--------------------------|--------------|----------------------------|
| 協定区域 | 北区甲栄台4丁目一部 (裏面 区域図参照) | | 認可・更新 年月日 | 認可 2020年3月25日 |
| | 面積 | 16,977.60 m ² | | |
| 用途地域 | 第1種中高層住居専用地域 | | 有効期間 | 2020年3月25日～2030年3月24日(10年) |

協定内容の概要

- (1) 建築物の敷地の地盤面は、分譲時における当該敷地の設定地盤高さを越えてはならない。
- (2) 建築物は1区画1戸建専用住宅に限る。ただし、次の建築物については建築可能とする。
- ①建築基準法施行令第130条の3に規定される兼用住宅で、かつ、近隣に迷惑をかけないように駐輪場又は駐車場の確保と防音対策を講じたもので、第7条に規定する運営委員会の許可を得たもの。
- ②新築工事における現場事務所、及び販売センター等仮設建築物で、期間を定め第7条に規定する運営委員会の許可を得たもの。
- (3) 建築物の階数は2以下(地階を除く)とする。
- (4) 建築物の軒の高さは、地盤面から7メートル以下とする。
- (5) 立体式又は地下式の駐車場は設置しないものとする。
- (6) 建築物の屋根及び外壁の色彩は、周辺と調和するように努めなければならない。
- (7) 道路に面する側は、生垣等植栽による緑化に努め、新たに塀・フェンス及び門柱等を築造してはならない。但し、分譲時に既に設置されている塀・フェンス及び門柱等について、それらを同等程度に改築する場合はこの限りでない。また、建築物及び垣・柵等の工作物並びに植栽は、良好な状態を保つよう努めなければならない。

※この地区は隣接地・除外地はありません。

*建築協定地区内で、新築、増築、改修などの計画がある場合は、運営委員会との事前協議が必要です。

*建築協定の「事前協議」や「内容の確認」のお問い合わせ先は、各地区の運営委員会です。

*運営委員会の連絡先を閲覧されたい場合は、下記フォームから申込みください。

<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/kenchikukyotei-uneiinkairenrakusakietsuranmoushikomi>

183 ジークレフ神戸北鈴蘭台コミュニティガーデンズ建築協定



位置図

